押印廃止に伴い、 通知書等の交付手続きが変わります

令和3年2月8日申請分から、下記のとおり変更します。

<対象となる申請>

- ・確認申請/計画通知(検査、計画変更などの申請も含む)
- ・許可申請(12条報告なども含む)
- ・認定申請
- ・仮使用認定申請
- ・道路の位置の指定申請
- ・道路の水平距離の指定申請
- ・私道の廃止申請



受領印を 廃止します



申請書提出時に

交付引換券をお渡ししますので、 通知書等の受取時に、

交付引換券 (半券) を忘れずに

持参してください。

※引換券がない場合は交付できませんので、

紛失・持参し忘れには、十分にお気を付けください。

※郵送による通知書等の交付も受け付けておりますので、

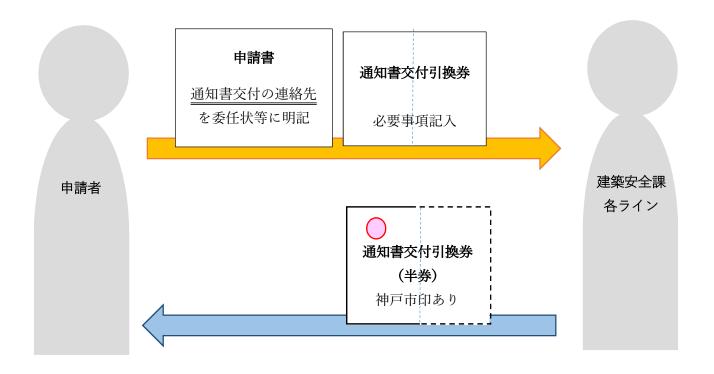
ご利用ください。(詳細は各担当者へお尋ねください。)

お問合せ先

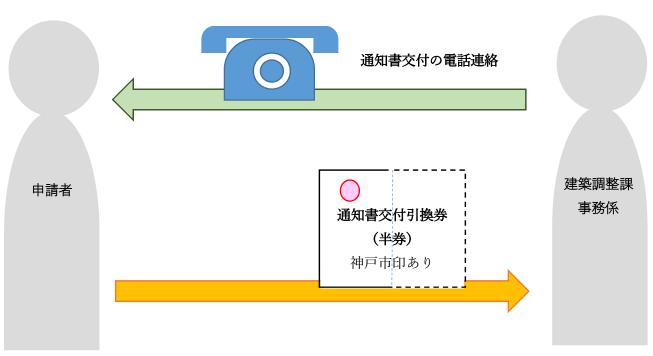
(申請の内容・進捗状況など):神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課 (各申請担当者へ)

(交付について) :神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築調整課

<申請書提出時>



<副本交付時>



通知書等の交付には、引換券(神戸市印付の半券)が必要です!